

第40号
発行所 北浦村大字山田
北浦村役場
発行人 真家襄之
印刷所 石崎印刷株式会社
電話(錦田)一四八番

議会レポート

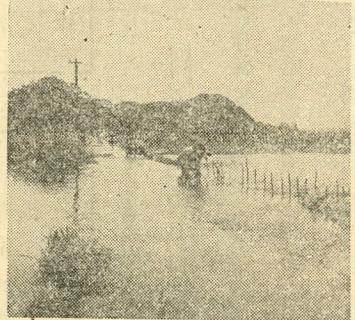
昭和三十六年度第二回定例会は六月十六日開かれ次の議案が議決された。
第三十二号、北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
◎この議案は、農家労働力就業動向調査、農村における就業構造改善を推進するための基本資料を調査作成すべく、新し設置される農家労働力調査員及び、農業労働力調整協議会委員の報酬月額等をきめたものである。
第三十三号、新城小学校増築工事請負契約議決について
◎旧新城小学校木造瓦葺平家校舎移築四教室一八坪二五を金額百六拾八万円也、鉦田町佐々木建設工業と請負契約を締結すること。
第三十四号、北浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎健康保険条例第四条を削除すること。これにより従来生活保護をうけていた世帯は健康保険には加入出来なかつたのが今回の改正により出来るようになった。
第三十五号、北浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
◎税率(第五条)が次のとおり改正になった。
1. 所得割 1.0%を1.3%に
2. 資産割 4.8%を6.5%に
3. 被保険者均等割 一人につき一八四円を二五四円に
4. 世帯別平等割 一世帯につき四六三円を六三四円に
以上のようになり、税総額において約二百参拾万の増額となつてゐるわけである。(この増額については、すでに前号広報等で御知らせ済みでありますので略)
第三十六号、昭和三十六年度歳入歳出追加更正予算について
◎地方交付税、繰越金、県補助等を収入財源として、総額六百五拾七万参千円の追加予算が議決された。
第三十七号昭和三十六年度国民健康保険歳入歳出の追加予算について

◎前年度よりの繰越金五拾六万七千円を財源に追加予算がきめられた。
予算について

あばれつゆの被害 四百七拾七町歩

六月二十七日夕刻から二十九日ひるごろにかけて、おそつたあばれつゆは集中豪雨をふらせ被害をあたまえた。
県内の交通機関、田畑、家屋、道路、橋また尊い人命までもうばつてかつてない損害を五五千五百戸にもなります。
田畑では、流されたり埋没したのが五百三拾七町歩、又水のかぶさつたのは、四万二七八町歩にも及び、道路では五五〇所がこわされ、橋は一三八所も流されています。堤



ひどかつた被害状況

本村の人口 (6月末日現在)

男	6,060人
女	6,630人
計	12,690人
世帯数	2,191

●今月の納税

今月は固定資産税第二期の納期です
各公民館出張徴収は二十九日三十一日の二日間です

台風シーズンの対策

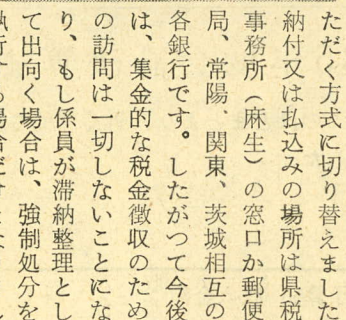
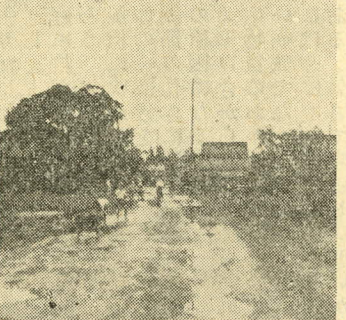
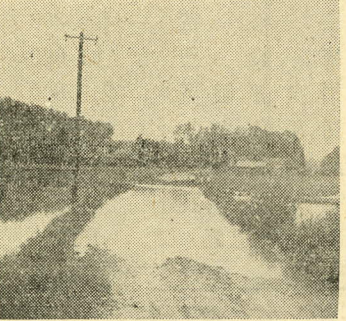
防は四〇八所もがこわされ、山くずれ、がけくずれが一四五所もありました。災害をこうむつた世帯は六、八五〇でその人数はおおよそ二八、九九五人となつており、被害総額は二七億一、七〇〇余万円に達しております。
わが村の被害状況は次のとおりです。

訪問徴収の廃止 かわる県税納付

県では県税事務所の設置にともない、新しい税務機構のもとに今後の県税については、自主納税を強力に推進することになりました。
これがため、今までのように納税者宅を訪問して、徴収する滞納整理をやめ、従来まで滞納整理のための経費をなくし、納税者の皆さん自身が進んで納付または払込していただく方式に切り替えました。納付又は払込みの場所は県税事務所(麻生)の窓口か郵便局、常陽、関東、茨城相互の各銀行です。したがって今後は、集金的な税金徴収のための訪問は一切しないことになり、もし係員が滞納整理として出向く場合は、強制処分を執行する場合だけとなります。

被害程度

七月三日調
田三〇%以下、三三〇町歩
三〇%以下、一七〇町歩
五〇%以下、一七〇町歩
七〇%以下、一三五町歩
九〇%以下、一三五町歩
被害減収量
金 額 四一、五二〇kg
金 額 二八、八〇六千円
畑(大麦)
五〇%以下、三三〇町歩
金 額 一、八三六千円



県税納付の方法は次のとおりです。
①県税納付についての通知納期限が経過すれば、まず第一に督促状が発付されます。それでも納付されない場合はさらに自主的納付を促進するための「県税納付についての通知書」が発送されます。
②前記「通知書」を送付しても納付されず、かつ納税相談の申し出もなく、そのままゆえなく放置されていると思われる場合には強制処分の前提として、滞納者あて「納税催告書」が発送されます。
③差押え執行の通知再三にわたり督促並びに催告しても誠意が示されず、納税の意志がないものと認められる場合は、財産差押え処分を執行するむねの通知がなされます。
以上が今後の県税事務所の納税のすゝめ方であり、方々の方々に、これが、円滑に合理的に行なわれるか、否かは一にかかつて納税者の皆さん方のご理解にまわつて、きわめて大きなものがあります。一層のご協力をお願いいたします。

麻生県税事務所

●水害後の病虫害対策

病害では、水稲で黄化萎縮病が一番多く発生しやすく、これについて、いもち病、白葉枯病も発生しやすくなります。
冠水しているところでは、早く水を除いて水銀粉剤や、水銀乳剤(1.000~1.500倍)を10アール当り100リットル前後散布して下さい。とくに黄化萎縮病はあぜの雑草にも感染し伝染のもととなりますので薬品はあぜにもよくまいて下さい。
害虫ではアワヨトウとウンカ類が水のひけた地帯に発生しますのでEPNの1000倍液、デブデレックス水溶液 700倍を散布して下さい。
果樹類では湿度と気温の上昇で病気の繁殖に好都合となりますので殺菌剤をいつせいにまいて下さい。ナシではジクメートル1リットル当り28~30g錠剤(チンサイトカセルバクト20PPM)をまいて下さい。ブドウは石灰倍量ボルドウ液で、桃は亜鉛ボルドウ液(硫酸273g硫酸銅22.5g生石灰137水18リットルの割合)でまいて下さい。
また、うり類、トマト、ナス類のそさいでは、自家製ボルドウ52式ダイセンでは水18リットルに450gをマンネブは水18リットルに37.5gの割合でつくり、まいて下さい。

需給バランスの保持たばこ作の増反

最近たばこの売行が予想外に伸びこれからは逐年増加するものと見られ従つて原料葉たばこも現在の耕作面積では不足を来することが明かになりこの需給バランスを保つためには三十七年以降数年間に亘つて相当増反することが必要となつて専売公社汐来出張所では明年七〇ヘクタールの増反を予定しており現耕作者の増反は勿論新規の耕作も歓迎している又この増反に対して専売公社ではいろいろの助成その他優遇の途を考えており新規耕作を希望するものが相当ある模様で申込みは八月末日までに行ななければならないことになつてゐる
なお麻生区域の根腐病発生地域にはヒックス種を耕作することになつてゐる

(日本専売公社汐来出張所)

国勢調査人口比較

30年度	12,871
35年度	12,401
差引	470人減

- ### 7月
- 1. 山開き、プール、海水浴場開き、安全週間、社会を明るくする運動、国際協同組合デー、コロンボ計画記念日
 - 2. (半夏) ユネスコ加盟10周年記念日
 - 4. アメリカ独立記念日
 - 7. (小暑) たなばた
 - 10. 第13回国土建設週間、道路を守る月間、保健婦制20周年
 - 14. 検査の日、港の衛生週間
 - 15. おぼん
 - 16. やぶ入り
 - 17. 海上安全週間、京都祇園祭
 - 20. (土用) 海の記念日
 - 21. 自然に親しむ運動、夏休みはじまる
 - 23. 海上保安庁水路部創立記念日、水上競技日本選手権大会(東京)
 - 30. 全日本中学校陸上競技大会
 - 31. (土用のうし)

共済組合
だより
昭和三十六年度
事業計画の概要

五月二十八日開催の当組合総代会に於て承認されたる本年度事業計画並に業務面における収支の概要を摘録いたします。詳細は当日の議案に就き御了承下さい。

一、事業関係
1. 農作物蚕繭の完全引受各関係機関と連絡を密にし予定引受不備の場合は、損害賠償員、評価会委員其他の意見を徴し完全引受に努める。

2. 家畜共済
近年の家畜事故発生状況に鑑み、家畜共済本来の使命達成のため健康検査の完全実施と対象家畜の全頭加入を期す。

3. 建物共済について
事業の性質上加入の任意性は尊重するも極めて低率なる掛金で不時の災害に対処する意味に於て全戸加入を目標とし事業推進に当る。

二、業務関係
1. 組合員の負担軽減
農作物に対する事務費賦課金中、水陸稲、麦に対し反当各五円を減額した。

三、収支概要

1. 収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
前期繰越業務残金	453	80.002	△ 79.549
事業受入金	80.000	50.000	30.000
受取補助金	1.079.721	760.044	319.677
受取賦課金	1.516.414	1.684.240	△ 167.826
受取利息	5.000	7.000	△ 2.000
雑収入	32.000	4.000	28.000
合 計	2.713.588	2.585.286	128.302

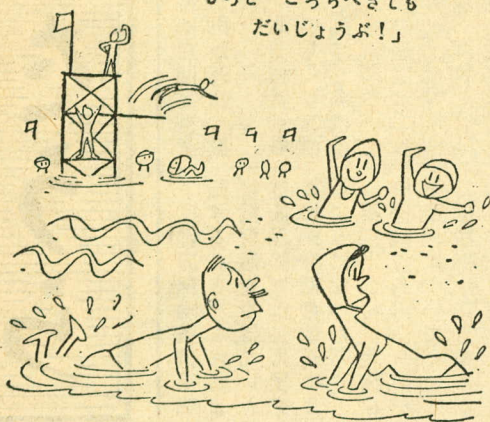
2. 支払の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
支払賦課金	336.594	376.308	△ 39.714
人件費	1.428.300	1.240.175	188.125
旅費交通費	75.540	80.960	△ 5.420
事務費	69.400	68.900	500
業務費	449.800	445.131	4.669
施設費	41.000	37.200	3.800
損害評価費	213.800	217.000	△ 3.200
諸税負担金	25.000	25.000	
減価償却費	11.578	10.700	878
雑費	47.500	59.912	△ 12.412
家畜勘定繰入	15.076	24.000	△ 8.924
合 計	2.713.588	2.585.286	128.302

掛金納入組合は前年度末に於て五四組合の設立を見たるも尚未設置地域に対しては完全設立を推進すると共に既設組合の育成強化を計るに優良組合に対しては表彰等の奨励方法を講ずる

☆保護者 (学校安全対策の樹立)

「パパ... ママ...
もっと こっちへきても
だいじょうぶ!」



(賦課額水稲六五円陸稲五五円麦五〇円、この内約二二%が負担金として県連合会に納付される)
2. 未収掛金の整理
前年度に引続き関係役員等の協力を求め未収金の完全整理に当ると共に事情に依つては代位権に依る強制措置もとることとした。
3. 掛金納入組合の新設と強

赤痢や小児マヒに注意を

- 手洗いを十分に
 - 食器類をよく洗い
 - ハエのたからないように
 - 栄養を十分に
- 全国的にさわがれている小児マヒのワクチン問題 わが村にても予防接種に努力していきます。



蚊の習性

蚊は気温が十度以上になるとボツボツ発生し始め、二十度以上になると急にふえてくる。寒い地方ではいくぶん涼しくても出てくるというわが蚊は昼間はかくれているが、夜になると活躍を始める習性をもっている。音やニオイに敏感なので汗くさい体で酒やビールを飲んで扇風機にあたつていたりすると必ず刺される。暗い場所を好むといつては電球の明るさぐらいでは

暑さ

老人の健康

酷暑がつづく。元気のいい大人でもげんざりする毎日、おとしよりはこの老人のためことだらう。この老人のための夏の注意を...
老人には暑さが人一倍こたえるもの、できるだけ涼しくしてあげたい。避暑地へ行く人は別として、家庭でできることはいくつか、ひさしを張りだしたり、天井うらの風通しをよくしたり、せいぜい庭に打ち水をするぐらいであらう。暑いからといってせんの風機に吹かれ通しはよくない。体の一部分を冷やすと、体温調節の働きに狂ができてカゼの原因になる。
カゼひきかから肺炎、肺炎は抗生物質のおかげで昔ほど恐ろしい病気ではなくなつたが、老人にはやはりおそろしい病気である。暑さで寝苦しいせい、か不眠をうつたえる老人も多い。だいたいの年をとると睡眠時間が短くなり、五、六時間ぐらゐのことが多いので、あまり気にせず、朝早く目がさめたら、四時でも五時でも起きて散歩するなりして、またつかれたら床に入るのもよい。暑くて眠れないといつて、はだか窓をあけたまま寝るのは禁物。かならずうすいネマキをきること。風がじかにあたるとこが刺激となつて安眠をさまたげられる。
暑いころは食事に気をつけることがまず第一、もともと体のよわつてあつて老人はとくに注意してあげないのは、老人の食料とビタミンで、このタンパク質とビタミンが不足すると、心臓や肺など、よく、白動性の補給を、トンパクなど、よく、白動性の補給を、たつぷりと。これは、生野菜を、秘をふせく役目もある。

年間八十三万人の人口増加

総理府統計局発表によるわが国の人口は九千三百四十一万八千五百一人で、三十年の国勢調査にくらべると四百十

税収入の状況 (35年度決算による)

税 目	調定額A (滞納繰越を含む) 千円	B 収入済額 千円	対比 B/A
村民税	6.389	6.048	95
固定資産税	16.041	14.065	88
軽自動車税	500	472	94
たばこ消費税	2.616	2.616	100
電気ガス税	1.133	1.133	100
木材引取税	9	9	100
(旧法による)	162	97	60

昭和35年度会計決算まとめ

昭和35年度決算がこのほどまとめ、近く開催される監査委員会、議会の認定に付されることになりました。

(A) 一般会計

歳 入				歳 出					
科 目	予算額	収入金額	収歩	入合	科 目	予算額	支出金額	支歩	出合
村 税	22.323	24.440	32.1		議 会 費	1.807	1.770	2.5	
地 方 交 付 税	24.701	24.701	33.4		役 場 費	14.676	13.883	20.0	
公 営 企 業 及 び 財 産 収 入	11	52			消 防 費	1.541	1.331	2.0	
使用料及び手数料	341	399			土 木 費	4.218	3.986	5.7	
国 庫 支 出 金	7.982	7.857	10.3		教 育 費	35.221	33.876	48.5	
県 支 出 金	3.210	3.203	4.2		社会労働施設費	962	860	1.2	
寄 附 金	445	341			保 健 衛 生 費	867	727	1.0	
繰 入 金	384	355			産 業 経 済 費	5.766	5.394	7.7	
繰 越 金	5,186	5,186	7.0		財 産 費	148	75		
雑 収	638	1,200	2.0		統 計 調 査 費	301	273	1.0	
村 債	8,300	8,300	11.0		選 挙 費	428	392		
					公 債 費	2,317	2,271	3.2	
					諸 支 出 金	5,234	5,067	7.2	
					予 備 費	35			
合 計	73.521	76.034 [Ⓐ]	100		合 計	73.521	69.905 [Ⓑ]	100	
36年度への繰越金					Ⓐ～Ⓑ [Ⓒ] 6,129				

36年度への繰越金

(A)-(B) 6.129

(B) 特別会計 (国民健康保険会計)

歳 入				歳 出			
科 目	予算額	収入 金額	収歩 入合	科 目	予算額	支出 金額	支歩 出合
国民健康保険税	6.353	6.371	46.3	役 場 費	1.390	1.307	10.5
使用料及び手数料	7	8		保険給付費	10.652	10.303	82.3
国 庫 支 出 金	5.104	5.321	38.7	保健施設費	275	227	1.8
繰 入 金	1.300	1.300	9.4	公 債 費	1	—	
繰 越 金	684	684	5.0	諸 支 出 金	744	682	5.4
雑 収 入	29	74	0.6	予 備 費	415	—	
合 計	13.477	13.758	100		13.477	12.519	100
36年度への繰越額						1.239	

36年度への繰越額

国民健康保険税の状況

調定額 (滞納繰越を含む) 収入済額 収入歩合
6.925千円A 6.371 B B/A 92.0